

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名：一般旅客定期航路事業の休廃止の届出
- ② 手続根拠：
 - ・海上運送法第15条第1項
 - ・海上運送法第15条第2項（指定区間に係るもの）
 - ・海上運送法施行規則第15条
- ③ 手続対象者：一般旅客定期航路事業者
- ④ 提出時期：休廃止の30日前まで
休廃止の6ヶ月前まで（指定区間に係るもの）
- ⑤ 提出方法：次の(1)～(4)に係る事項を記載した事業休止（廃止）届出書を、航路の拠点をもつ地方運輸局等へ提出
 - (1) 住所及び氏名
 - (2) 休止（廃止）の届出をしようとする航路
 - (3) 休止（廃止）の予定期日
 - (4) 休止の届出の場合は、休止の期間
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類・部数：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先：

北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836
- ② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口：所轄地方運輸局等

3. 手続情報

- ①不服申立方法：行政不服審査法の規定による